

恩納村立保育所民営化基本方針

令和5年4月

恩納村

恩納村立保育所民営化基本方針

1. 目的

現代の大きな社会現象である少子化、女性の社会進出、核家族化など、社会情勢や家庭における子育て事情の変化等により、子育て不安を抱える保護者が増えていることから、保育所には、入所している子どもたちだけではなく、地域全体の子育て家庭に対する支援を行う役割を担うことが求められています。

一方で、厳しい財政状況のもと延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育ニーズが求められています。そのニーズへ柔軟に対応することを目的とし、本村では「恩納村行財政集中改革プラン(平成18年3月)」を基本とし、園児並び保護者への支援を目的とする。

更には、村立保育所職員の退職者不補充に伴う、正職員率の低下や保育士資格を持つ会計年度任用職員の確保が厳しい状況を踏まえ早急に保育環境の整備を推進する必要があると考えられます。

今後は、子どもたちの保育を担う村立保育所と認可保育園(社会福祉法人)の役割分担を明確にしつつ、村立保育所の運営主体を社会福祉法人に移管(民営化)し、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、将来的に「認定こども園」の整備も含めた、より効果的、効率的な保育運営をめざします。

2. 村立保育所の機能と役割

地域子育て支援のニーズを把握するとともに、これらに柔軟に対応し、民生委員・児童委員・母子保健推進委員等と連携を図り、地域での子育て支援の中心的な役割を担う。

3. 移管する時期

令和6年4月

4. 民間移管(認可保育所)の選定委員

選定については、恩納村立保育所民営化選定委員会を設置し、選定する。

※ 恩納村保育所民営化選定委員会(7名)

- ・副村長(委員長)、総務課長(財政部局)、企画課長(政策部局)、学校教育課長(教育部局)
- ・安富祖保育所長、恩納保育所長、山田保育所長

5. 民営化の方法

(1) 民営化の手法

民営化は、公設民営方式により社会福祉法人に移管する方法により行い、土地及び建物は無償貸与とし、備品は無償譲渡とする。

(2) 移管先法人の選定

移管先については、主たる事務所が県内に有り、保育所運営実績のある社会福祉法人とし、公募でプロポーザル方式を採用する。

(3) 現状における保育内容の継続

- ① 年間行事の継承
- ② 延長保育サービスの実施
- ③ 一時保育事業の実施
- ④ 障害児保育の実施
- ⑤ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事を行わないこと。
- ⑥ 乳・幼児に対する給食の提供

(4) 円滑な移管(施設及び会計年度職員)

- ① 会計年度任用職員等の継続雇用

【基本方針の確認事項】

推進年度の考え方

番号	取組内容	見直しの方向・期待される効果	推進年度					備考
			R5	R6	R7	R8	R9	
1	保育所運営の民間委託	退職不補充とし、委託職員※1を活用し、一定の人数に達したところで、民間委託※2を行い、民間のノウハウを活用した特色ある保育の推進並びに経費の縮減を図ります。	委託※3 (移管) 直営 3	委託 1 (移管) 直営 2 年度末 退職者 1名(長)	→	認定こども園 (移行) 年度末 退職者 1名(栄) 新規採用 1名 (栄養士) 退職者補充	年度末 退職者 2名 新規採用 1名予定 (保育士) 退職者補充	

※1：委託職員→会計年度任用職員

※2：民間委託→民間移管

※3：委託→移管